

土地改良事業推進対策費等補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 土地改良事業の促進を図るため、沖縄県土地改良事業団体連合会（以下「連合会」という。）の行う土地改良事業推進対策事業及び土地改良施設維持管理適正化事業に要する経費又は土地改良区の行う土地改良区育成強化対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるものほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象となる事業、採択基準及び補助率は、別表のとおりとする。

(流用の禁止)

第3条 別表の事業欄に掲げる各事業の経費及び同表3の項の経費欄の1と2の経費は、相互に流用してはならない。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）を当該年度の5月31日までに知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、その時期を変更することができる。

(事業内容及び経費の配分の変更)

第5条 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容又は経費の配分を変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、事業変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出して事前に承認を受けなければならない。

2 前項に規定する軽微な変更は、次の各号に定める以外の変更とする。

- (1) 別表の各事業に要する経費の30パーセントを超える変更
- (2) 別表3の項の事業にあたっては、土地改良区数及び合併の方法の変更

(遂行状況報告)

第6条 補助事業者は、補助事業の遂行について、土地改良事業推進対策事業にあっては、毎月分を翌月の15日までに、土地改良施設維持管理適正化事業及び土地改良区育成強化対策事業にあっては12月末日現在状況を翌月10日までに事業遂行状況報告書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、翌年度の4月10日までに実績報告書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、昭和56年度予算から適用する。
- 2 土地改良事業推進対策補助金交付要綱（昭和52年3月2日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行し、平成8年度予算に係る補助金から適用する。

別表（第2条関係）

事業	経費	補助率	採択基準
1 土地改良事業推進対策事業	連合会が行う次の事業に要する経費 1 土地改良事業相談業務費 2 土地改良施設管理指導業務費	当該経費の100パーセント以内	
2 土地改良施設維持管理適正化事業	全土連が農業水利施設の整備補修事業を実施するために造成する資金への連合会の拠出金	当該経費の50パーセント以内	土地改良区等が行う農業水利施設の整備補修に要する経費の10分の6を連合会が全土連に拠出する場合
3 土地改良区育成強化対策事業	土地改良区の総合整備に係る次の経費 1 計画樹立費 模範地区の整備計画の策定に要する経費 2 施設整備費 模範地区及び一般地区が業務の執行及び会計、經理体制の整備を図るために必要な経費	当該経費の100パーセント以内	土地改良区育成強化対策実施要綱（昭和55年5月9日付構改B第430号農林水産事務次官通達）第3の3の(2)の①選定基準によるものとする。